

## 独立行政法人国立病院機構まつもと医療センター受託実習管理運用規程

### (目的)

第1条 この規程は、「受託実習生の受入れに伴う取扱いについて（平成16年4月1日、医発第0401002号）」に基づき、独立行政法人国立病院機構まつもと医療センター（以下「当院」という。）における受託実習生の受入れ、および受入後の管理運用に必要な事項を定め、適正な受託実習を実施することで医療従事者の育成に貢献することを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において「受託実習生」とは、医師、薬剤師、看護師、臨床検査技師、診療放射線技師、理学療法士、作業療法士およびその他の医療関係業務従事者の養成を目的とする学校若しくは養成所または医療関係団体等（以下「養成機関等」という。）の学生、生徒等で、当該養成機関等の長からの実習委託申請に基づき、当院で実習生として受入れを許可された者をいう。

2 前項で規定する受託実習生には、クリニカルクラークシップ（臨床参加型実習）による実習を含むこととするが、病院見学は含まないこととする。

### (所管部門等)

第3条 受託実習生の受入れ等事務処理や養成機関等との連絡窓口、院内の受入れ調整、実習受け入れ状況の把握などの管理（以下、総じて「事務管理」という。）は教育研修部が所管し、受入後のオリエンテーションや実習・評価などの実習生管理は実際に受け入れる部門または診療科（以下「受入部門」という。）が所管する。

2 医学生の実習管理について、受入れの診療科が限定する場合は当該診療科の長が担当し、それ以外の場合は教育研修部教育研修科医長が担当する。

3 第1項で規定する事務管理を担当する者を実習担当者とし、教育研修部教育研修係長をもって充てる。

### (手続き)

第4条 養成機関等の長は、学生、生徒等の実習を当院に委託しようとするときは、遅くとも実習開始日の1月前までに学生、生徒等の氏名、実習の期間、内容等を記載した所定の書面（別紙第1号様式）を添えて病院長に申請しなければならない。

2 病院長は、前項の規定による申請があったときは、病院等の業務に支障がなく受託を適当と認めた場合に限り、実習を許可することができる。

3 病院長は、前項の規定により実習を許可するときは、これを養成機関等の長に書面（別紙第2号様式）で通知する。

4 病院長は、前項で規定する実習の許可を通知した場合、実習開始までに実習期間、実習委託料、取り決め事項等を記載した実習委託契約を書面で取り交わさなければならない。

### (実習の期間)

第5条 前条第2項の規定により実習を許可された受託実習生の実習期間は、受け入れを許可する日の属する会計年度を超えないものとする。

### (受託実習料)

第6条 受託実習生の養成機関等の長は、受託実習料を納入しなければならない。

2 受託実習料は、実習を実施する月の前月の末日までに当該実施月の分を徴収するものとする。ただし、4月実施の受託実習料は4月20日までに徴収するものとする。

3 受託実習料の額は、病院長が職種、実習内容等に応じて周辺受入機関との均衡等を考慮して定めた額とする。

4 既納の受託実習料は、返還しない。ただし、当院の事情により実習を停止または許可を取り消すこととなった場合、その他特別に病院長が認める場合はこの限りではない。

(実習義務)

第7条 受託実習生は、当院の諸規則を守りかつ、病院長の指示に基づき実習しなければならない。

(災害補償)

第8条 実習中に発生した災害または通勤中の事故等による災害により生じた受託実習生の損害については、病院はその責を負わないものとする。

(損害賠償等)

第9条 養成機関等の長は、受託実習生が故意または過失により病院または第三者に損害を与えた場合、また施設、設備等を損傷させた場合、損害賠償等の責任を負うものとする。

2 養成機関等の長は、受託実習生を損害賠償及び賠償責任保険に加入させなければならない。

(守秘義務)

第10条 受託実習生は、実習期間中に知り得た当院の情報、患者や当院職員の個人情報等を漏らしてはならない。また、実習期間終了後も同様とする。

(抗体価検査等の提出)

第11条 実習期間中の院内感染防止対策のため、養成機関等の長は、実習開始日の14日前までに抗体価検査結果及びワクチン接種歴が確認できる証明書を実習担当者に提出しなければならない。

(実習の停止及び許可の取消し)

第12条 第7条及び第10条の規定に違反し、または受託実習生としてふさわしくない行為があったときは、病院長は当該受託実習生の実習を停止させ、または第4条第2項の許可を取り消すことができる。

2 病院長は、前項の規定により実習を停止させ、または実習の許可を取り消すときは、これを養成機関等の長に通知する。

(その他)

第13条 この規程に定めるもののほか、受託実習生に関して必要な事項は、病院長が別に定める。

附 則  
(施行期日)

この規程は、令和3年7月13日から施行する。

第1号様式

第 号  
令和 年 月 日

独立行政法人国立病院機構  
まつもと医療センター院長 殿

(養成機関等)

住 所

名 称

代表者名

印

下記のとおり受託実習生の委託の申込みをいたします。

記

- 1 学生（生徒）の氏名
- 2 実習期間
- 3 実習内容

学年	学生数	実習診療科	科目	1学年1人当り		備 考
				時間数	日数	
(例) 3	10人		基礎看護学	18時間	3日	

- 4 その他  
実習計画添付のこと。

第2号様式

第 号  
令和 年 月 日

(申請者)

殿

独立行政法人国立病院機構  
まつもと医療センター  
院長 印

受託実習生受入許可書

令和 年 月 日付第 号をもって申請のあったことについて  
は、下記の事項を条件として許可いたします。

記

- 1 受託実習料は、月（日）額金 円とする。
- 2 遵守事項等は、別途契約書等を取り交わす。

## 実習委託契約書（サンプル）

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「甲」という。）と、独立行政法人国立病院機構まつもと医療センター（以下「乙」という。）は、次の条項により実習生委託に関する契約を締結するものとする。

### （目的）

第1条 本契約は、甲が乙の協力を得て、学生等の病院実習を期することを目的とする。

### （責任範囲）

第2条 甲は乙に対し、病院実習にかかる協力を委託し、乙はこれを受託する。

2 前項の病院実習の実施に当たって、乙及び利用者に不利益が生じた場合の責任は甲が負うものとする。

### （指導教員）

第3条 甲は、実習生の指導を行うため、指導教員を置く。

### （実習方法）

第4条 乙における実習方法等については、あらかじめ甲乙が協議の上、定めるものとする。

### （実習委託料）

第5条 甲は実習にあたり、実習生一人につき、1日〇,〇〇〇円（税込み）の実習委託料を乙に支払う。

### （諸規則の遵守）

第6条 実習生は、乙における規則を遵守しなければならない。

### （災害補償）

第7条 実習中に発生した災害または通勤中の事故等による災害により生じた実習生の損害については、乙はその責を負わないものとする。

### （損害賠償等）

第8条 甲は、実習生が故意または過失により乙または第三者に損害を与えた場合、また乙の施設、設備等を損傷させた場合、損害賠償等の責任を負うものとする。

2 甲は、実習生を損害賠償及び賠償責任保険に加入させなければならない。

### （守秘義務）

第9条 実習生は、実習期間中に知り得た乙の情報、患者や乙職員の個人情報等を漏らすはならない。また、実習期間終了後も同様とする。

### （抗体価検査等の提出）

第10条 実習期間中の乙における感染防止対策のため、甲は実習開始日の14日前までに抗体価検査結果及びワクチン接種歴が確認できる証明書を乙に提出しなければならない。

い。

(実習の停止及び受託の取消し)

第11条 第6条及び第9条の規定に違反し、または実習生としてふさわしくない行為があったときは、乙は受託実習を停止させ、または第2条第1項の受託を取り消すことができる。

(協議連絡)

第12条 本契約書に定めていない事項またはこの契約書に定められた事項の解釈に疑義が生じた場合は、甲及び乙は誠意をもって協議し、双方円満に解決を図るものとする。

(契約期間)

第13条 本契約の期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。

本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、双方で各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲

乙 長野県松本市村井町南2-20-30  
独立行政法人国立病院機構  
まつもと医療センター  
院長

印